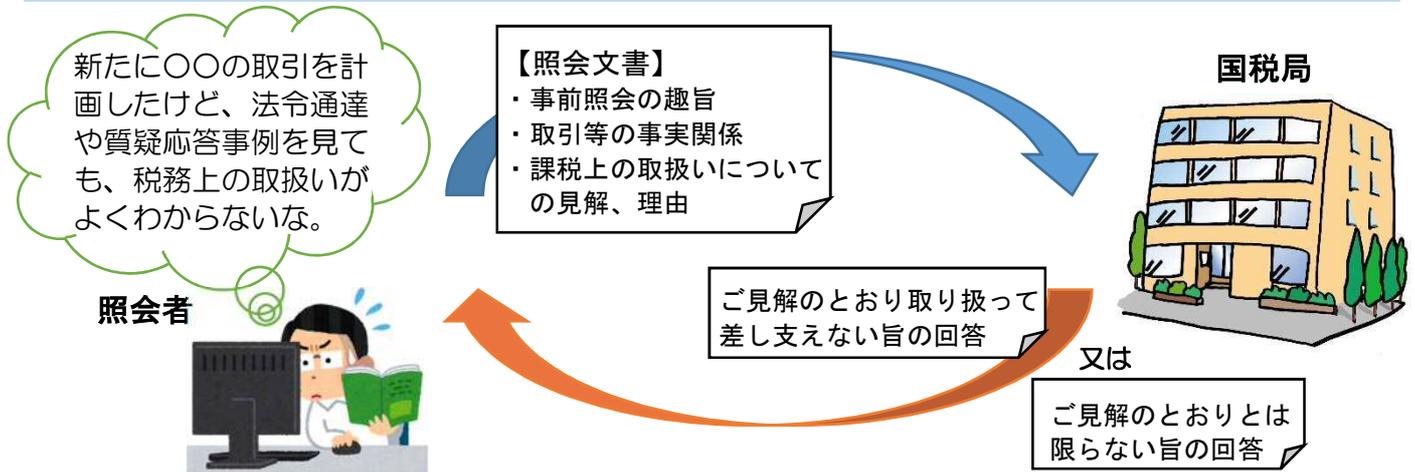


# 使ってみよう！文書回答手続

## 文書回答手続とは



国税局においては、納税者の方の個別の取引等に関する税務上の取扱いについて、申告期限前（源泉徴収等の場合は納期限前）に照会（事前照会）していただいた場合に、文書により回答するサービスを実施しています。

照会及び回答の内容は、国税庁ホームページにて公表しています。

なお、ご照会内容等によって、審査の結果、文書回答の対象とならない場合があります。

文書回答手続の紹介動画はこちら



国税局から文書により回答を受けることで、これから行う予定の取引等について税務上の取扱いが明確になります。

- ・ 適正な納税申告が可能になるとともに、税務調査に伴う争訟リスクが低減します。
- ・ その取引にかかる税金をあらかじめ考慮に入れて、安心して取引を行うことができます。
- ・ 取引等に係る税務上の取扱いについて取引先に説明する際に、国税局からの回答を活用することができます。
- ・ 国税庁ホームページに照会及び回答の内容が公表されることで、他の納税者の方々が同様の取引を行うことを計画した場合に、その取引等に関する税務上の取扱いについて予測可能性が向上します。



## 文書回答手続の対象となるもの

事前照会を行う方が、自ら実際に行った取引又は将来行う予定の取引等で個別具体的な資料の提出が可能なものについての国税に関する法令の解釈・適用その他の税務上の取扱いに関する事前照会で、これまでにその取扱いが明らかにされていないものが対象となります。



### 過去の文書回答事例

**法人税：現物分配法人の株主が新株予約権を保有している場合の適格株式分配（適格スピンオフ）該当性について（関東信越国税局令和元年5月31日回答）**

現物分配法人の株主が現物分配の後にA社の新株予約権を行使する予定であり、A社の発行済株式の数が、当該現物分配の直前において当該現物分配法人が保有するA社の発行済株式の数よりも増加することとなる場合であっても、当該現物分配法人が当該現物分配の直前においてA社の発行済株式の全部を保有しており、その発行済株式の全部を当該現物分配により移転することから、当該現物分配は株式分配に該当し、また、この株式分配は、適格要件の全てに該当するとして、適格株式分配に該当するものと解して差し支えない旨回答しました。

**所得税：国内勤務期間のない中国の従業員（非居住者）が、税制適格ストックオプションの権利行使による株式の取得に係る経済的利益について、租税特別措置法第29条の2を適用せず、税制非適格ストックオプションとして取り扱うことの可否について（関東信越国税局平成30年10月31日回答）**

租税特別措置法第29条の2第2項の要件を満たした後に、納税者の選択によって、税制適格ストックオプションを税制非適格ストックオプションとして取り扱うことはできません。

なお、税制適格ストックオプションの権利行使により取得した株式の譲渡益は、日本の国内源泉所得として課税対象となりますが、当該譲渡益が中国でも課税される場合、当該譲渡益に係る日本の所得税額等の額を、一定の範囲で中国の租税の額から控除することとされていることから、照会者の見解のとおり取り扱われるとは限らない旨回答しました。

上記事例の詳細や他の国税局等の回答を含むその他の事例については、国税庁ホームページ（文書回答事例）をご覧ください。

【 <https://www.nta.go.jp/law/bunshokaito/01.htm> 】



## 文書回答手続の対象とならないもの

- ① 照会の前提とする事実関係について選択肢があるもの
- ② 調査等の手続、徴収手続、酒類等の製造免許若しくは酒類の販売業免許又は酒類行政に関係するもの
- ③ 個々の財産の評価や取引等価額の算定・妥当性の判断に関するもの（例えば、法人税法上の役員の大報酬等の判定や個々の相続財産の評価に関するものなど）
- ④ 提出された資料だけでは事実関係の判断ができず、実地確認や関係者への照会等による事実関係の認定を必要とするもの
- ⑤ その他、文書回答手続の対象として適切でないと認められるもの（詳細につきましては、受付窓口でお尋ねいただくか、国税庁ホームページでご確認ください。）

## 手続方法・受付窓口

- 提出書類等の文書回答手続の詳細は、国税庁ホームページの「事前照会に対する文書回答手続」をご覧ください。

【 <https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/sodan/kobetsu/bunsho/01.htm> 】

- 事前照会を行う方の納税地を所轄する税務署の担当部門（例えば、法人税は法人課税部門、申告所得税は個人課税部門、相続税は資産課税部門）が受付窓口になります。

ただし、次の事前照会については、受付窓口が異なりますので、ご注意ください。

- (1) 国税局調査部（課）所管法人が行う法人税及び消費税の事前照会  
⇒ その法人を所管する国税局の調査審理課（又は調査管理課、調査課）
- (2) 酒税の事前照会  
⇒ 製造場等の所在地を所轄する税務署  
(国税局所管の製造場等の場合は、国税局の酒税課)
- (3) 間接諸税（印紙税を除きます。）の事前照会  
⇒ 製造場等の所在地を所轄する国税局の消費税課

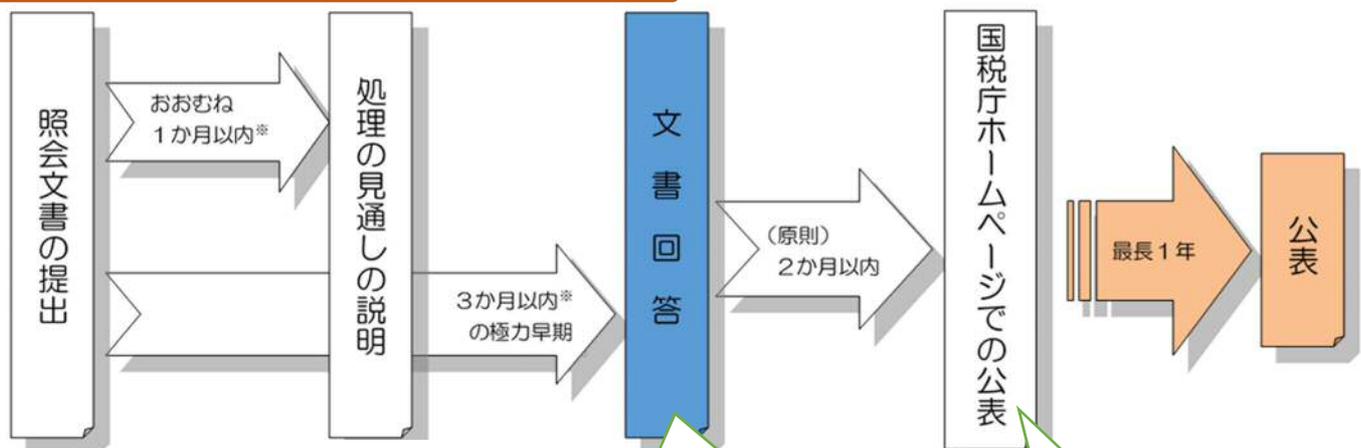
手続の詳細



## ご留意いただきたい点

- 事前照会の対象となった取引等に係る国税の申告期限等が経過した場合には、（口頭回答を含め）回答は行われません。
- 文書回答手続は、納税者サービスの一環として実施しているものであり、その内容が事前照会者の申告内容等を拘束する性格のものではありません。したがって、事前照会に対する回答がないことを理由に国税の申告期限等が延長されることはありません。  
また、回答内容に不服がある場合や国税の申告期限等までに回答が行われないことなどに対して不服がある場合であっても、不服申立ての対象とはなりません。
- 事前照会に際して提出していただいた書類、資料については、文書回答の有無を問わず、返却されません。

## 文書回答手続のタイムスケジュール



※ 審査に必要な追加資料の提出や、照会文書の補正に要した期間を除きます。

文書回答手続の対象とならない場合でも、口頭による回答が可能な事前照会は口頭による回答を行います。

回答の公表を最長1年間延長することができます。

## 文書回答手続に係る書類は、e-Tax で提出できます！

- 文書回答手続を利用する際の提出書類である「取引等に係る税務上の取扱い等に関する事前照会」を作成後、イメージデータ（PDF形式）に変換し、e-Tax ソフトに取り込むことで、e-Tax で送信（提出）することができます。
- 「取引等に係る税務上の取扱い等に関する事前照会」の様式は、国税庁ホームページ【<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/sodan/kobetsu/bunsho/yoshiki/02.htm>】又はe-Tax ソフトから印刷できます。
- 「取引等に係る税務上の取扱い等に関する事前照会」を e-Tax で送信する場合の詳細については、e-Tax ホームページをご覧ください。  
【[https://www.e-tax.nta.go.jp/tetsuzuki/tetsuzuki\\_unsupported.htm](https://www.e-tax.nta.go.jp/tetsuzuki/tetsuzuki_unsupported.htm)】

事前照会手続に係る提出様式

イメージデータを送信する時の手続



### e-Tax ソフトの事前準備、送信方法などに関するお問合せ

e-Tax ソフトの事前準備、送信方法、エラー解消などに関するご質問は、e-Tax・作成コーナーヘルプデスクへお問い合わせください。

ヘルプデスクの受付時間は、月曜日～金曜日の9時～17時（土日祝日等及び12月29日から1月3日までを除きます。）です。

ナビダイヤル（一般の固定電話の場合：全国一律通話料金）

0570-01-5901



## 「文書回答手続特設サイト」ができました！

国税庁 NATIONAL TAX AGENCY

▶ 本文へ ▶ English ▶ 読み上げ・文字拡大 使用方法 ▶ 利用者別に調べる ▶ サイトマップ ▶ 音声読み上げツール起動

ホーム 税の情報・手続・用紙 刊行物等 法令等 お知らせ 国税庁等について

緊要  
令和6年  
令和6年  
不審な

国税庁ホームページのトップ画面にあるメニューバー「法令等」⇒「文書回答事例」をクリック！

- 税法（e-Govの「e-Gov法令検索」へリンク）
- 法令解釈通達
- その他法令解釈に関する情報
- 事務運営指針
- 国税庁告示
- 文書回答事例
- 質疑応答事例

特設サイト  
最新の情報はこちら

文書回答手続特設サイト

文書回答手続 特設サイト  
～ご存じですか？文書回答手続～

Get ADOBE READER PDF形式のファイルをご覧いただく場合には、Adobe Readerが必要です。Adobe Readerをお持ちでない方は、Adobeのダウンロードサイトからダウンロードしてください。

文書回答手続についてテーマごとに分かれていますので、調べやすくなっています。

文書回答制度について調べる

- 制度の概要（取引当事者の方）
- 制度の概要（同業者団体の方）
- YouTube（外部サイト）
- 様式
- リーフレット
- よくあるご質問
- 《簡易チェック》文書回答になるかどうか

→e-Taxでも提出可能です

e-Tax

※掲載画像は令和6年6月現在のものです。